

法面（吹付）工事保有機械確認書の提出について

令和2年4月22日
技術企画課

法面（吹付）工事機械の保有については、法面吹付工事における指名競争入札の評価項目に設定しておりますが、各企業が、毎年4～5月に法面工事保有機械確認書（以下「確認書」という。）に関係書類を添えて本店を管轄する土木事務所（西臼杵支庁）に申請することで、情報収集しているところです。

関係する企業におかれましては、申請をよろしくお願いいたします。

【留意事項】

(1) 評価対象機械

リース機械として市場にない「モルタル・植生基材吹付機」が対象です。

(2) 紛失等により第二種圧力容器明細書の写しを提出できない場合

確認書の申請時において、紛失等により第二種圧力容器明細書の写しを提出できない場合（※対象機械保有開始日が平成28年6月1日以前の場合に限る）は、工事現場における対象機械の稼働状況等を撮影したDVDの提出により審査を行います。

なお、DVDに収める撮影動画として、以下の条件を設定しています。

- ・ 国、県、市町村が発注する公共工事の現場に限る。
- ・ 確認書提出日から過去1年以内に撮影したものに限り。
- ・ 以下の手順①～⑦により撮影を行う。
 - ① 吹付工事の全景が撮影できる位置から撮影を開始する。
 - ② 撮影日発行の新聞の第1面全体を撮影する。
※新聞発行日が確認できるようアップでも撮影すること
 - ③ 工事看板を工事名、請負業者名が判別できるようにアップで撮影する。
※下請工事の場合は、当該工事の施工体制台帳（発注者に提出、受理されているものに限る）の写しを合わせて提出すること
 - ④ 稼働している対象機械の全体を撮影する。
 - ⑤ 対象機械の銘板をアップで撮影する。
※確認書に記載している型式、製造番号と一致していることが確認できるよう撮影すること
 - ⑥ 検定番号の刻印をアップで撮影する。
※確認書に記載している検定番号と一致していることが確認できるよう撮影すること
 - ⑦ 法面への吹付状況を撮影する。

①～⑦を一連の映像（1ショット3～5分程度 ※カットを入れたり、別々のショットとしない）として撮影した動画データをDVDに収め、他の関係書類と合わせて本店を管轄する土木事務所（西臼杵支庁土木課）に提出してください。

《問合せ先》 宮崎県県土整備部技術企画課（技術評価担当）
電 話 0985-26-7178

様式1

令和 年 月 日

本店を管轄する土木事務所長等 殿

許 可 番 号

商号又は名称

代表者氏名

印

記入して下さい → (担当：〇〇 電話：〇〇-〇〇〇〇)

法 面 工 事 保 有 機 械 確 認 書

法面工事に関する下記の機械保有状況について審査をお願いします。

記

1 保有機械明細

| 機械名 | 自社or リース | メーカー名 | 型式 | 製造番号 |
|------------------|-------------|-------|----------|--------|
| モルタル・ 植生基材吹付機 | 自社 保有 | 〇〇〇〇 | 〇〇-〇〇 | 〇〇〇〇〇〇 |
| 保有開始日 | | | 個別検定合格番号 | |
| 平成〇年〇月〇日 | | | 〇〇〇〇〇〇 | |

2 添付書類

| 提出 | 提 出 書 類 | 備 考 |
|----|------------------|--|
| ○ | 売買契約書又は償却資産台帳の写し | 自社保有の場合 |
| — | その他保有を確認できる資料 | |
| — | リース契約書の写し | 長期リース（3年以上）でリース期間に当該年度の6月1日が含まれていること。 |
| ○ | 法面工事保有機械の管理について | ※全ての申請者が提出すること。 |
| ○ | 個別検定合格を証する書類の写し | 第二種圧力容器明細書 ※平成28年6月1日以前に保有している場合は、稼働状況等を撮影したDVDでも可とする |
| ○ | 定期自主検査記録の写し | 過去3年分（3年に満たない場合は保有後の期間）の定期自主検査記録の写し |
| ○ | 機械写真 | 全景、刻印及び銘板のアップ写真 |

法 面 工 事 保 有 機 械 確 認 通 知 書

令和 年 月 日

許可番号

商号又は名称

代表者氏名

様

本店を管轄する土木事務所長等 印

令和 年 月 日に申請のありました法面工事保有機械確認書については、審査の結果、保有を確認しましたので通知します。

